

個人情報ファイル簿

02-4-009

| | | | |
|----|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 個人情報ファイルの名称 | 戸籍ファイル | |
| 2 | 行政機関等の名称 | みやま市長 | |
| 3 | 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 市民部市民課 | |
| 4 | 個人情報ファイルの利用目的 | 戸籍情報の管理を行うために利用する。 | |
| 5 | 記録項目 | 1氏名、2生年月日、3性別、4本籍・筆頭者、5父母、6続柄 | |
| 6 | 記録範囲 | 戸籍届をした者 | |
| 7 | 記録情報の収集方法 | 本人から書面で収集 | |
| 8 | 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 9 | 記録情報の経常的提供先 | 関連する市町村 | |
| 10 | 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 市民部市民課 | |
| | | (所在地) 835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地 | |
| 11 | 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | 戸籍法第24条2項に基づき、戸籍の訂正内容、事由が明らかなものは管轄法務局長等の許可を得て訂正することができる。前項の規定にかかわらず、戸籍の訂正内容が軽微なもので、戸籍に記載されている者の身分関係についての記載に影響を及ぼさないものは同項の許可を要しない。戸籍法第113条に基づき、戸籍の記載が違法又は錯誤、遺漏があるときは利害関係人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。戸籍法第114条に基づき、届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の記載をした後に、その行為が無効であるときは、届出人又は届出事件本人は、家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正を申請することができる。 | |
| 12 | 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | | 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 13 | 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | | |
| 14 | 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | | |
| 15 | 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 16 | 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | | |
| 17 | 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 18 | 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | 含まない | |
| 19 | 備考 | 戸籍に関する証明を市民課窓口で取得できます。 | |